平成２２年（フ）第６００号
福岡市早良区原４丁目８番12号
債務者　垣内　　豊
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６１０号
福岡県筑紫郡那珂川町中原１丁目53番７―402号　プレジュール博多南
債務者　市田　和義
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６１１号
福岡県筑紫郡那珂川町中原１丁目53番７―402号　プレジュール博多南
債務者　市田　順子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６４１号
福岡市城南区片江４丁目７番５―105号
債務者　小泉　龍子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６５０号
福岡県糟屋郡宇美町明神坂３丁目14番16号
債務者　石原　　武
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６６６号
福岡市中央区地行４丁目８番12号
債務者　中牟田尚志
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６６８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈377番地１朝日３団地Ｄ―６号
債務者　小川　智美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６６９号
福岡市東区箱崎２丁目41番15号
債務者　吉中　信興
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６７３号
福岡市早良区飯倉４丁目27番14―202号
債務者　江上　喜信
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６７４号
福岡市早良区飯倉４丁目27番14―202号
債務者　江上由里子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６７５号
福岡市南区横手南町11番21号
債務者　廣田　和美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６９９号
福岡県糟屋郡志免町田富３丁目８番７号　セリーヌ弐番館103号
債務者　古谷　義徳
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７０５号
福岡市東区城浜団地27番207号
債務者　中村亜寿砂
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７０９号
福岡県朝倉市杷木志波26番地10
債務者　伊藤　武明
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７１０号
福岡県朝倉市杷木志波26番地10
債務者　伊藤ヤス子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７３５号
福岡市中央区高砂２丁目６番15―606号
債務者　村上　　進
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７４８号
福岡市博多区吉塚６丁目10番10―1011号
債務者　長野美津子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部